

仙台市

産後ケア事業のご案内

事前申請が必要です
申請はお早めに！



仙台市では、産後のお母さんを対象に、助産師による育児相談（授乳や沐浴など）や休息ができ、安心して子育てができるようサポートする「産後ケア」を実施しています。

対象となる方

利用時に仙台市に住所のある、産後12か月未満の産婦とその乳児で産後ケア事業の利用を希望する方はどなたでも利用できます。

※早産（妊娠37週未満）の場合は、修正月齢で12か月未満まで利用できます。

※以下に該当する場合は、利用できません。

- ①母子のいずれかが感染症にかかっている
- ②母親に入院治療が必要
- ③母親に心身の不調や疾患があり、治療が必要
（医師により産後ケアの利用が可能と判断された場合にはこの限りではありません）

利用方法

利用には事前申請が必要です。

（妊娠32週から申請できます）

詳細は裏面およびホームページをご覧ください。



仙台市 産後ケア

産後ケア事業の種類

	宿泊型	デイサービス型		訪問型	
利用時間	1泊2日から 10時～翌日16時	2時間型	6時間型	2時間型	4時間型
利用料金 (市民税課税世帯)	5,500円/日	1,000円/回	3,200円/回	2,000円/回	3,800円/回
上限回数	最大7日	最大7回		最大7回	

※非課税世帯・生活保護世帯は利用料金が免除されます

※多胎児の方は上限回数がいずれも最大10日（回）です

ケアの内容（例）

- 沐浴などの基本的な育児手技の練習
- おっぱいのケア、授乳の練習
- 赤ちゃんの健康状態の確認（体重や排泄、月齢ごとの育ちの確認）
- 疑問や不安についての相談
- 休息をとるためのお手伝い など

利用の流れ

①利用申請

お住いの区の区役所・総合支所にお申込みください。

妊娠32週から申請できます。

※申請後利用決定まで1週間程度かかりますので、早めに申請してください。

下記の二次元コードから
電子申請が可能です



「せんだいオンライン申請サービス」

②利用決定

区役所から「産後ケア事業利用券」が送付されます。

利用券

③予約と利用

●ホームページの「実施施設・助産師一覧」を参照し、希望する施設等に直接利用の予約をしてください。

※予約時に必要な持ち物やケアの内容などを確認してください

●利用当日は、「産後ケア事業利用券」を忘れずにご持参ください。

●利用料金は直接施設にお支払いください。

●利用後には、ホームページよりアンケートの回答にご協力ください。

タイムスケジュール(例)

※実施するケアの内容や時間等は施設により異なります。実施施設または訪問助産師に事前にご確認ください。



産後ケア利用者からのメッセージ



産後は、自分が思っているよりも身体が疲れていたり、赤ちゃんのこと一つ一つ不安になることも多いと思うので、助産師さんに頼れる時間、質問できる環境がとてありがたかったです。使ってよかった!と思えたので、おすすめしたいです。

帝王切開後でゆっくり休息を取りたかったので利用しました。休息がとれたり授乳などの育児指導も受けられたので、とても良かったです。

ゆっくり休ませて頂きました。美味しいご飯をゆっくり食べたのも、長く寝たのも久しぶりで幸せな時間でした。

上の子もいるため、訪問型で自宅に来てもらえてとても便利でした。おっぱいのトラブルも解消し、いろいろと話を聞いてもらいスッキリしました。

私が利用してもいいのかと少し迷いながらの利用でしたが、とても温かく迎えていただきました。ゆっくり休めたり、大人のひとと話せたり、不安がなくなったりと良いことだらけでした。

仙台市にお住まいの産後のお母さんは、

どなたでも産後ケアをご利用いただけます!

～個々のニーズに合わせたケアで育児を応援します～

利用申請・問い合わせ先

お住いの区の区役所・総合支所へご連絡ください。(土日祝日・年末年始は閉庁)

□青葉区家庭健康課

022-225-7211(代)

□青葉区宮城総合支所保健福祉課

022-392-2111(代)

□宮城野区家庭健康課

022-291-2111(代)

□若林区家庭健康課

022-282-1111(代)

□太白区家庭健康課

022-247-1111(代)

□太白区秋保総合支所保健福祉課

022-399-2111(代)

□泉区家庭健康課

022-372-3111(代)